

身体拘束等適正化・虐待防止のための指針

医療法人 心 愛
グループホームドレミ

1. 事業所における身体拘束等の適正化、虐待防止に関する基本的考え方

身体拘束、虐待は利用者の生活や活動の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活や活動を阻むものである。グループホームドレミ（以下、「事業所」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束や不適切な支援を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を行わないこと、虐待防止に向けた意識を持って利用者を支援する。

2. 身体拘束の定義

身体拘束は、厚生労働省が定める「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、介護保険法や関係する運営基準等により、原則禁止となっており、禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおりとなっている。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない部屋等に隔離する。

3. 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 身体拘束等適正化・虐待防止に向けた体制

身体拘束等適正化及び虐待防止の各委員会を一体的に運用を図るために、当事業所に身体拘束等適正化・虐待防止委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、次に掲げる者で構成する（カッコ内は担当分野）

- ア グループホーム部 部長（部署全体の管理責任者。委員長を務める。関係機関との連携。）
- イ 管理者（身体拘束等適正化・虐待防止担当者（以下、「担当者」という）。事業所全体の管理責任者。課題の統括責任者）
- ウ 計画作成担当者（関係者・関係機関との連絡調整）
- エ 介護職員（計画立案。日常的なケアの現場の管理）
- オ その他 委員長が必要と認める者（外部の有識者等）

(2) 委員会の開催

委員会は3か月に1回以上開催する。その他必要に応じて会議を開催し、次の内容を実施する。

- ア 指針・マニュアル等を整備する。
- イ 身体的拘束・虐待等について報告するための様式を整備する。
- ウ 身体的拘束・虐待等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、（イ）の様式に従い報告する。
- エ （ウ）により報告された事例を集計し、分析する。
- オ 事例の分析に当たっては、身体的拘束・虐待等の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。また、再発の確実な防止策を検討する。
- カ （オ）の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価をする。
- キ 報告された事例及び分析結果等を職員等に周知徹底を図る。
- ク 身体的拘束・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関して審議する。
- ケ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関して審議する。
- コ 委員会その他事業所内の組織に関して審議する。
- サ 職員を対象とした身体拘束や虐待防止に関する研修の企画・実施を行う。

(3) 記録及び周知

委員会での検討内容を適切に作成し、記録は5年間保管する。また、委員会での検討結果について、その都度職員に周知する。

5. 身体拘束等適正化・虐待防止のための研修に関する基本方針

身体拘束等適正化・虐待防止のための研修として、基礎的内容等の知識を普及・啓発を図ることを目的に実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、身体拘束等の適正化・虐待防止に関する教育を行う。

(2) 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、身体拘束等の適正化及び虐待防止のための研修を年2回以上実施する。また、必要に応じて随時開催する。また、研修の実施にあたっては、研修資料、実施者、実施日、実施場所、研修名、出席者等を記載した記録を作成し、電磁的記録等により保存する。

6. 身体拘束等の適正化のために必要な基本方針（身体拘束ゼロに向けて）

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活を送れるよう支援する。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。

- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全の確保を理由として、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
- ⑤ 「やむを得ない」と身体拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援を行う。

7. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援・介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがある。

(1) 切迫性

利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。また、身体拘束を行う場合には、組織による決定と個別支援計画等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

8. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束等の事例については、その全ての案件を委員会に報告する。

9. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

- (1) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に十分に検討を行う。
- (2) 身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ行う。
- (3) 本人又は家族への説明同意を得て行う。
- (4) 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行う。
- (5) できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

10. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる通報が担当者であった場合は、本指針に基づき適切に対応する。
- (2) 担当者は、グループホーム部管理責任者への報告、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、必要に応じて委員会を開催し、対応策を協議する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

11. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。

虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。
これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案が何故発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告をする。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

12. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 担当者は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。
- (3) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

13. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、事業所の苦情・相談窓口担当者は、寄せられた内容について、法人本部の苦情・相談窓口担当者に報告する。当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談・対応窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者の不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 相談の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談・対応窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

14. 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

指針を自由に閲覧できる場所に設置するとともに、当事業所のホームページに掲載し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができるように配慮する。

15. その他身体拘束等適正化・虐待の防止の推進のために必要な基本方針

事業所内の研修のほか、職能団体や研修機関等により提供される身体的拘束等・虐待防止に関する研修には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

また、身体拘束等適正化マニュアルと虐待防止マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改訂を行う。

附則

この指針は、令和6年4月 1日より施行する。

この指針は、令和6年8月13日より施行する。